

令和5年度

大阪市立矢田東小学校
「学校安心ルール」(保護者用)

※学校の指導に関する事柄を取りまとめたものです。子どもたちと保護者の皆さまにとって、安心できる小学校生活が送れるように、ご家庭からお子様の声かけにご活用ください。

目 次

1. 登校・下校について	3
2. 服装について	5
3. 持ち物について	6
4. 学校での生活について	12
5. 遊びについて	13
6. 給食について(給食係から)	14
7. 保健について(保健係から)	14
8. 環境について(環境係から)	14
9. 図書館教育について(図書館教育係から)	15
10. 視聴覚について(視聴覚係から)	15
11. 児童会について(児童会係から)	15
12. 「指導基準表」・「指導形態表」の運用について	16

※昨年度から修正された箇所が
太字になっています

大阪市立矢田東小学校
特別活動部(生活指導)

はじめに

学校は、どの子どもも安全で安心して学習できる環境でなければなりません。また、学校は集団生活を学ぶ場でもあるため、みんなでお互いに気持ちよく生活するためには一定の決まり事が必要であることを、子どもたち自身が理解し守れるようになっていくことが求められます。

文部科学省は、「児童が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のこと」であるとして生活指導を定義しています。また、その目的を、「児童一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えること」としており、児童個人の社会性や自己指導力が将来的に身に付くように指導するように各地方教育委員会や学校園に示しています（令和4年12月改訂『生徒指導提要』より）。

決まり事と聞くとどこか窮屈なことのようと思われるかもしれませんが、決してそうではありません。私たちは日常生活において、相当細かい法律や規則の中で生活していますが、ほとんど意識して生活していません。そのような規則があつてこそ、安全・安心で快適な生活が守られているのです。学校の決まり事も同様のことが言えます。「してはならないこと（規範意識・道徳性）」・「しなければならないこと（義務・責任）」を児童自身がまず知り、理解し、そしてコントロールできる自己管理能力を育てていくことが大切です。本校のこの『学校安心ルール(保護者用)』は、日々指導にあたる本校の教職員が共通理解している様々な決まり事を、保護者の皆さまにお伝えするためのものです。「適切な学習環境作り」・「児童の学習意欲の向上」・「基本的な生活習慣の習得」を目指し、保護者の皆さまのご理解とご協力を得ながら、私たち教職員は適切な生活指導・教科指導に取り組んでいます。

(1) 登校・下校について

- ①児童が通う通学路は学校で決めています。登下校の際は、学校指定の黄帽を着用して登下校するように指導します。必ず黄帽をかぶって登校させてください。
- ②登校時刻は、午前 8 時 00 分から予鈴が鳴る午前 8 時 25 分の時間帯です。本鈴の午前 8 時 30 分以降の登校は「遅刻」と判断します。
- ③登校時に正門を入った玄関ホールで検温確認と手指消毒ができる設備は整えていますが、**自宅から保護者によるミマモルメ(体温・健康状態)の入力をお願いします。**
- ④午前 8 時 00 分より早くに児童が登校してきた場合には、安全管理の観点から門の中には入れますが、午前 8 時 00 分のチャイムが鳴るまでは教室へ向かう階段下で待たせるようにしています。**あまりに早い登校は、看護ができる教員がいいためにできるだけ控えてください。**
- ⑤児童が欠席・遅刻・早退などをする場合は、**ミマモルメの入力等によって、その理由を午前 8 時 30 分までに学校まで連絡してください(学校の電話がつながる時間帯…午前 8 時～午後 6 時)**。なお、欠席等の連絡がないにも関わらず児童の登校が確認できない場合には、事故や事件に巻き込まれた可能性を考慮し、保護者への電話確認を最優先に行います。その際には、学級担任または管理職等が家庭調査書に記載された連絡先に電話をし、所在や理由を確認させていただきます。
- ⑥児童が早退する場合は、安全確保のため、保護者に迎えに来ていただく必要があります。
- ⑦下校時刻を守るよう指導をしますが、放課後に居残り学習をさせる場合があります。遅くなる場合には、学校からご連絡させていただきますのでご了承ください。

【下校時刻】に関して 《3月～11月》午後4時30分まで / 《12月～2月》午後4時15分まで

※1…行事や会議等で下校時刻が変更になる場合は、放送や連絡により児童に知らせ、変更になった下校時刻を守らせます。

※2…1～3年生は、原則として学習のこと以外では学校には残しません。

a. 6 時間目の授業を優先させるため

b. 授業終わってから下校時刻までの時間が長いため

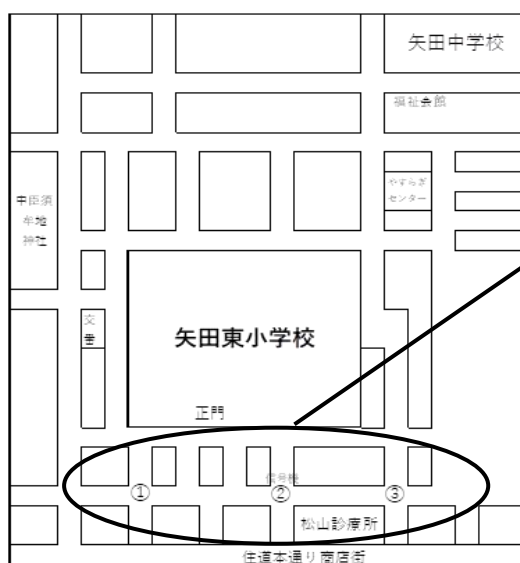
c. 安全管理の観点から、見守り隊のいる時間帯に帰するため

※3…放課後に居残り学習をさせる場合には、上記の下校時刻までを原則としますが、必要に応じて、学校から連絡をする場合があります。

- ⑧一旦、児童が登校すると、忘れ物を取りに帰るという理由であっても、安全管理の観点から、保護者への連絡無しには帰宅を認めていません。
- ⑨児童朝会(第1月曜日)で運動場に集まる時は、黄帽をかぶるよう指導しています。忘れ物などの理由により黄帽がない場合や休み時間に運動場で活動する場合などは、体育の授業で使う赤白帽または自宅帽をかぶります。

【矢田東小学校 校区全体地図】（点線…登下校のメインルート）

（※学校選択制等により、校区外から登校される場合には、最寄りのメインルートを通っていただきます）



※○印の番号…保護者に見守りの立ち番をお願いしている場所です。
（令和3年度3月より修正。PTAより手紙配付済み）

【学校周辺地図】

(2) 服装について

- ①本校では標準服は採用していませんが、学校に着て来る服装は、学習活動がしやすいものにしてください。学習活動がしやすい服装とは、＜着脱しやすいもの・金属製の付属品等が不必要に付いていないもの・ひらひらしていないもの・過度な露出のないもの＞としています。
- ②学校に履いてくる靴は、運動を制限せず学校でのさまざまな学習活動に適したものとしています。（不適切な靴の例：靴裏がスパイク状になっているもの・安全靴のようにになっているもの等）また、かかとをふんだ履き方をしている場合には適宜指導をします。
- ③寒い季節の服装としては、手袋、マフラー（ネックウォーマーも可）、ベスト、カーディガン、タイツの着用を認めています。ただし、手袋、マフラー（ネックウォーマーも含む）については、登下校時のみとし、学校内では外させます。
- ④適宜、服装の乱れ（体操服のシャツを入れていない 等）と判断した時は、適切に指導をします。
- ⑤体育科の学習時は、体操服と赤白帽を着用します。肌着（インナーやタイツ）は、原則として脱がせることとしていますが、発達段階等に応じて柔軟に判断・対応します。また、個別の事情等により、**体育用として**体操服と同系色の代替服の着用や長袖の体操服の着用を認める場合があります。学級担任にご相談ください。必要に応じて、教職員で情報を共有させていただくことがあります。
- ⑥名札は、学校の中では左胸あたりに見えるようにいつもつけるよう指導します。下校時にははずして、学級内の名札フォルダーに置いておいて帰りますので、**名札を持ち帰ることはありません。もし、自宅内で名札を見かけたら、学級フォルダーへの置き忘れですので、児童に持たせるようにしてください。**
- ⑦“子どもが非行や事故に巻き込まれないようにする”という健全育成の観点から、児童の服装をはじめ髪型や髪の色は、清潔で自然なものにさせてください。「自然でない」と判断される場合、児童本人への注意・指導をしたうえで、保護者にご連絡をさせていただくことになります。趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願い致します。

物品等の取り扱いに関して（※令和5年度以前より値上がりしています）

◆ワキタスポーツ【所在地：東住吉区住道矢田7-6-13 TEL：06-6701-2101】

⇒**体操服・水着・ラッシュガード**（※学校指定ではありません）

（**白半袖**（120cm～140cm）1,350円/（150cm～O寸）1,500円、**紺半ズボン**（120cm～140cm）1,570円/（150cm～O寸）1,740円、**赤白帽**520円/）

（**男子水着**（120cm～140cm）1,200円/（150cm～O寸）1,360円/**女子水着**（120cm～140cm）2,000円/（150cm～O寸）2,250円/**水泳帽**（Free）520円）

（**ラッシュガード**（120cm～L寸）2,590円）

◆学校制服の店ヨシダ【所在地：東住吉区駒川5-13-12 TEL：06-6697-0011】

⇒**黄帽子**（**キャップ型**1,350円（54・56・58・60）/**メトロ型**1,930円（S・M・L・LL・3L））

◆学校の事務室【所在地：大阪市東住吉区住道矢田2-7-43 TEL：06-6702-9877】

⇒**教科書**（学級担任が窓口となり事務室経由で注文）、**名札** 320円

(3) 持ち物について

- ①ゲームソフトやバトルカードゲーム等、学習に必要なないと判断されるものは持参禁止です。持ってきた場合、学校で一時的にお預かりし、指導後に保護者へ返却します。児童本人には返却できませんので、指導にご理解ご協力していただくようお願いします。
- ②学習用具等は、「学校に必要な筆記用具 学年別一覧表」(本冊子10ページ)をご参照ください。そのほか必要となるものに関しては、児童の発達段階に応じて判断・対応しますので、学級担任からの連絡をよく聞いてください。
- ③適切な水分補給のため、年間を通じて水筒を持たせるようにしてください。
- ④落とし物は一時的に職員室で預かり、適宜児童に呼びかけて返却します。一定期間置いてあっても持ち主が現れないものについては、処分します。ご不明なことがありましたら、学級担任または職員室へ直接お問い合わせください。
- ⑤具体的なものの扱いについては以下の通りです。

ものの名前	扱 い	指導方法
シャープペンシル・ ロケットえんぴつ・ バトルえんぴつ	持ってきてはいけません。 (★鉛筆で、ていねいにしっかりと書けるように指導します)	対象となるものを一時的に預かり、児童本人への注意・指導をします。また、保護者に経緯の説明のための連絡をしたうえで、 <u>保護者に返却します。児童に返却はしません。</u>
色ペン (※マイネームペンは除く)	持ってきてはいけません。 (※赤ペン、複数色入れられるボールペンともに必要ありません)。	
携帯電話	<u>持ってきてはいけません。</u> (※保護者から「届出書・誓約書」(本冊子11ページ)を参照)があった場合に限る、認めます。ただし、その扱いに関しては、 <u>保護者の責任のもと、児童本人が管理できるようにしてください。学校で預かることはしません。</u> (★ <u>学校内ではランドセルから出さないように指導しています。</u>)	
漫画・おもちゃ (自宅のボール等も含む)	持ってきてはいけません。 (★漫画の扱いについては、クラブ活動等で必要ならば、その日だけ持ってきてその日のうちに持って帰るようにさせることがあります。)	

プロフィール帳・交換ノート	持ってきてはいけません。	
カードゲーム類	持ってきてはいけません。 (★雨天時の室内遊びとして、児童会からトランプ類を各学級へ配付し、雨の日の遊びを工夫するよう指導します。雨天時以外でのトランプ使用はその場でやめさせ、屋外遊びを推奨します。)	対象となるものを預かり、本人への指導のうえ、保護者に連絡・返却します。
アクセサリ類 (ピアス・ミサンガ 等)	つけてきてはいけません。 (※アクセサリ類は、“学校には不必要なもの”扱いです。そのほか、「髪を束ねるもの」はヘアゴムを推奨しています。「アクセサリ性」については程度の問題もありますが、“学習活動上、安全であるかどうか”を判断基準とします。 (※ヘアゴムであっても、手首に巻いたまま活動することは安全配慮のため、外すよう指導します。)	外せるものは外させ、本人への聞き取り・指導の後、保護者へ連絡します。返却については、本人ではなく保護者へ返却します。 (※アクセサリ類をつけたままでの運動活動は認めません。)
キーホルダー	ランドセル等につける場合には、<u>目印として1つ程度まで</u>とします。	ランドセル以外であっても、“過剰”と判断された場合には、外させる等の指導をします。 繰り返し行動が見られた場合は学校で一時的に預かり、保護者へ連絡のうえ、保護者へ返却します。
カチューシャ	つけてきてはいけません。 (※髪を束ねるものは、ヘアゴムにしてください。) (※ヘアバンドは含みません。)	外させ、本人への説明をします。また、保護者にも説明のための連絡をする場合があります。
カイロ	持ってきてはいけません。	本人への注意・指導のうえ、保護者に連

		絡のうえ、学校で処分します。
化粧品	してくること、持ってくることを認めていません。	児童本人への注意・指導のうえ、化粧を落とさせます。 また、保護者へ連絡します。
危険なもの（エアガン等）	持ってきてはいけません。	没収し、本人への注意・指導のうえ、保護者へ連絡します。 <u>状況を判断して、関係諸機関に連絡する場合があります。</u>
児童椅子用の個人座布団	季節や体調等に応じて、認めています。	必ず保護者から、学級担任へ一度ご相談ください。
虫よけリング 首掛け式ウイルス除去 個人持ち消毒液	児童の健康面等に配慮が必要な場合、学級担任が窓口となって対応します。（★ 欄外の◎に該当します）	
学習塾等習い事の課題・宿題	認めていません。理由は以下の2つの観点からです。ご理解ください。 ①学校が課して求めたものではないこと ②児童にとって全ての活動時間が学校生活（例、休み時間に友だちと運動場で遊ぶこと・図書室で本に触れること 等）であり、その時間を学校としてしっかり確保させたいこと	児童本人と保護者に説明の連絡をします。
ななめがけポーチ	活動中にひっかかる可能性を児童本人に説明し、ロッカー等にしまっておくよう指導します。	児童本人への指導をします。繰り返し行動があった場合には、保護者へ連絡します。
ラッシュガード（※フードなし）	認めています。色の指定は特にありません。ただし、安全配慮のため、「フード付き」は認められません。	ご不明なことがあれば、学級担任へお問い合わせください。

	(★令和5年度より、ワキタスポーツで取り扱い可となりました。)	
ネッククーラー	児童の健康面等に配慮が必要な場合、学級担任が窓口となって対応します。(★ 欄外の◎に該当します) (※身につけたままでの運動等の激しい活動はできません。)	必ず保護者から、学級担任へ一度ご相談ください。

(◎児童の健康面等に配慮が必要な場合など、保護者の要望があった場合は、学級担任と保護者の間で話し合い、検討・判断します。必要に応じて、ほかの教職員に伝達し、情報を共有させていただく場合があります。)

【学校に必要な学習用具 学年別一覧表】（※B4サイズで児童にも配付）

きょうしつ けいじょう
教室掲示用

とくべつかつどうぶつ ぜいかつしどう
特別活動部(生活指導)

とくべつかつどうぶつ ぜいかつしどう
特別活動部(生活指導)

とくべつかつどうぶつ ぜいかつしどう
特別活動部(生活指導)

とくべつかつどうぶつ ぜいかつしどう
特別活動部(生活指導)

とくべつかつどうぶつ ぜいかつしどう
特別活動部(生活指導)

とくべつかつどうぶつ ぜいかつしどう
特別活動部(生活指導)

とくべつかつどうぶつ ぜいかつしどう
特別活動部(生活指導)

とくべつかつどうぶつ ぜいかつしどう
特別活動部(生活指導)

とくべつかつどうぶつ ぜいかつしどう
特別活動部(生活指導)

とくべつかつどうぶつ ぜいかつしどう
特別活動部(生活指導)

必要学習用具 (※持ち物にはすべて名前を書きましょう)		1年	2年	3年	4年	5年	6年
筆箱の中身	筆箱のタイプ (1・2年生は指導上、必要なこと)	ケースタイプ 指定しない					
	鉛筆 4本以上 (Bや2Bを使い、短くなったものやバートル鉛筆は使わない)	2B ○	2B ○	B ○	B ○	B ○	B ○
	消しゴム 1つ (よく消えてかおりのついていないもの)	○	○	○	○	○	○
	赤鉛筆 1本	○	○	○	○	○	○
	ものさし (15cm程度で、目盛りがはっきりしているもの)	○	○	○	○	○	○
	ネームペン (黒色で油性のもの)	○	○	○	○	○	○
	下じき (ノートを書く時には必ずひく)	○	○	○	○	○	○
	はさみ	○	○	○	○	○	○
	のり	○	○	○	○	○	○
	色鉛筆 (12色程度のもの)	○	○	○	○	○	○
筆箱の中身以外の学習用具	パス (クレヨンやクーピーペンシルは不可)	○	○	○	○	○	○
	三角定規 (直角三角形と二等辺三角形のセットで、目盛りがはっきりしているもの)	×	○	○	○	○	○
	コンパス (シャープペンシル式は不可)	×	×	○	○	○	○
	分度器 (透明素材で目盛りがはっきりしているもの)	×	×	×	○	○	○
	赤ボールペン (その他のボールペンやマジックペンも不可)	×	×	×	×	×	×
不要なもの	シャープペンシル (学校には持ってこない)	×	×	×	×	×	×

※ 上記の学習用具以外の持ち物の取り扱いについては、『学校安心ルール』(保護者用)に書いています。

【児童の携帯電話持ち込み等の取扱いについて】

(※別紙で配付します。必要かどうかをご家庭でよく話し合ってください、
必要であれば必ず提出してください)

保護者様

大阪市立矢田東小学校
校長 梶原 進

児童の携帯電話持ち込み等の取扱いについて

陽春の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のことと存じます。平素は、本校教育活動にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、児童に携帯電話をもたせて登校すること（児童の携帯電話の持ち込み）は、原則禁止とすることが、文部科学省や大阪市教育委員会からも示されていますが、本校では、個別の事情があるお子様については、以下のような取扱いを行っております。

携帯電話の持ち込みは、原則禁止とするが、個別の事情により、やむをえず携帯電話を児童に持たせる場合は、下記の事項を了承した上で学校に届出をする。学校は一切の責任を負わない。下記の事項を遵守しない場合は、以後、当該児童の携帯電話の持ち込みは認めない。

＜事情がありやむをえず携帯電話を持たせる場合の遵守事項＞

- ☐ 児童の携帯電話の持ち込みは、保護者が下記の届出書・誓約書を提出した場合のみ認め、それ以外は認めません。
- ☐ 携帯電話は、保護者とお子様で、お子様が個人で責任をもって保管・管理できるように話し合ってください。
- ☐ 非常災害などの場合を除いて、児童が校内で勝手に携帯電話を使用すること、保管している袋やランドセル等から勝手に取り出すこと等は認めません。保護者の方が児童に連絡する場合は、学校の電話にご連絡ください。
- ☐ 携帯電話の持ち込みによる、トラブル、紛失等について、それに生じる一切の責任を学校は負いません。

個別の事情があり、携帯電話を児童に持たせる場合は、届出書・誓約書の提出をお願いします。なお、お子様一人につき、本書一枚のご提出をお願い致します。

以上、趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

届出書・誓約書

大阪市立矢田東小学校長

個別の事情があり、携帯電話の持ち込みの許可を願います。遵守事項を守ります。万が一、この約束を破りました時は、今後、学校への携帯電話の持ち込みはさせません。

年 月 日

年 組 児童名 _____

保護者名 _____

受 理 日 /
担当者印

(※このコピーは、家庭用として一年間大切に保管してください。)

(4) 学校生活について

- ①チャイムの合図で次の学習活動が始まることを指導します。
- ②廊下や階段は走らずに右側通行をするよう指導します。
- ③二足制(上靴と下靴が必要)です。保護者の方が来校される場合には、スリッパ等をご用意ください。

《児童が上靴を使用する場所》

○普通教室の中

○特別教室(家庭科室・音楽室)の中 (※理科室・図工室は下靴のまま入室可)

●給食を受け取りに行く時

●講堂での全校集会等の時

※靴を履き替えることにおける衛生面・環境面・
時間等を考慮し、上靴移動を認めるため。

※●印は、「特別措置」という考え方であり、これら以外の場合にはトイレや清掃活動であっても、
下靴に履き替えるよう指導します。

- ④職員室への入退室の仕方(ノックの仕方、用件の伝え方等)を指導します(職員室前方扉付近に掲示しているの右図『職員室に入る時』を参照)。

- ⑤児童だけで校区外へ行かないように指導します。もし、校区外で児童が事件・事故に遭遇してしまった場合、学校への連絡が遅れるためです。ご家庭でお子様の行動範囲や行動場面(お遣い・習い事等)についてはよく話し合っておいてください。

- ⑥各学年の学習状況や実態等に応じて、教科書や教材等を学校置きにする場合があります。ご了承ください。なお、お子様の学習状況等についてご不明な点があれば、各学級担任へお問合せください。

～ 職員室に入る時 ～

- ① ノック3回する。

- ② 戸を開けて、所属と名前を言う。

「失礼します。 { 〇年〇組
〇〇委員会
〇〇クラブ } の〇〇です。」

- ③ 用件を言う。

「〇〇室の鍵を取りに来ました。」

「〇〇先生はいらっしゃいますか。」

- ④ 出る時は、

「失礼しました。」

- ⑤ 戸を静かに閉める。



⑦校外学習時における電車マナー等については、次のように指導をします。

全学年共通

- ①「立つ」・「静かにする」・「荷物の持ち方には注意する」・「乗り降りの際のドア付近の気配り」を基本事項として指導します。
- ②児童の体調不良や怪我等があった場合には、体調管理を優先させるため、座席へ着席させる等の処置を判断します。
- ③混雑状況によっては、着席した方が迷惑にならないこともあることから、その場の引率者の判断を優先します。
- ④上記①②③のことから、校外学習における共通した目標は、〈児童の忍耐力・体力回復・乗車マナーを総合的に学習する〉としています。

(5) 遊びについて

- ①玄関前・講堂裏・鉄棒裏（フェンスの道路側）・校舎の裏・学習園・職員室前の植え込み・飼育小屋・池付近・朝会台・バスケットゴール・サッカーゴール・防球ネットに乗って遊ぶ等の行為は、安全上・備品管理の観点から禁止しています。
- ②アスレチック遊具の使用に関して、学年による使用不可の制限は設けていませんが、安全を考えて遊ぶことを指導します。
- ③アスレチック遊具では、多くの子どもたちが使う場所であるため、安全管理の観点から、おにごっこやボールを使った遊びをしないよう指導します。
- ④雨天時に赤コーンが立っている時（**朝会台上と中庭の2か所に設置**）は、運動場（職員室前の緑の人工芝エリア含む）を通行してはいけないこととしています。
- ⑤雨天時の赤コーンの出し入れについては、主に体育主任（もしくは教頭・教務主任・生活指導主任）が運動場の状態と遊具等の安全を確認してから行います。遊具等の安全点検は、定期的に行っています。
- ⑥放課後における運動場での遊び活動（「放課後遊び」）は、4年生以上の学年児童で認めています。3年生以下については、〈5時間目までで下校できる日が確保できること〉・〈運動場使用は高学年の6時間目の学習時間を優先させること〉・〈居残り学習以外で**放課後活動をする場合にはいきいき活動の活用を推奨すること**〉から、放課後遊びを認めないこととしています。
- ⑦授業時間中にボールを蹴って遊ぶことは、安全管理の観点から禁止としています。ただし、授業時間外である「放課後遊び」においては認めています。**いきいき活動参加児童については、いきいき活動の決まり事に従って行動してください。**
- ⑧休み時間の屋外遊びでは、気候等に応じて、健康と安全の観点から、赤白棒の着用を指導します。季節によっては、赤白棒に汗や汚れが生じることから、常に清潔に保つように指導します。

(6) 給食について(給食係から)

- ①給食時の服装(給食着、給食帽、マスク)を整え、決められた廊下を一方通行で移動します。
- ②給食着・給食帽は個人持ちのものを使用します。週末には、児童が持ち帰りますので、洗濯をしていただき翌週はじめに学校に持参させてください。マスクは家庭から持たせてください。
- ③教室では、児童が持参のナフキンを自分の机に敷き、手洗いを済ませて、静かに待つことを指導します。
- ④給食時間から清掃時間までの区切りは以下の通りです。
 - ◇給食…12時25分～13時05分
 - ◇昼休み…13時10分～13時25分
 - ◇清掃…13時25分～13時40分(※毎週木曜日の昼は英語モジュールのため清掃活動はありません)
(※13時40分～45分の5分間で、5時間目の準備をします)
(※学年行事・学校行事等によって、昼休みと清掃時間を入れ替えることがあります)
- ⑤児童のアレルギー対応等に関しては、給食担当者と学級担任が中心となり、複数体制で確認しながら、児童の食に関する安全・安心に努めます。アレルギー対応が必要な児童の情報については、そのほかの教職員で共有する場合がありますので、ご了承ください。

(7) 保健について(保健係から)

- ①保健に関する年間計画の企画・運営をしています。養護教諭が作成している「医療を要する事故発生時の対応マニュアル」等(※右参照)について、教職員で研修を行い、誰もが迅速かつ適切な対応ができるように努めています。
- ②児童の基本的な生活習慣の習得・定着のための取り組みとして、年間3回(学期に1回程度)の「生活ふりかえり週間」を企画・運営します。
(※指導テーマ例「早寝・早起き・朝ごはん」等)

- ◆保健室について
- ◆感染症による出席停止について
- ◆医療を要する疾病について
- ◆独立行政法人日本スポーツ振興センターについて
- ◆学校医療券について
- ◆嘔吐物の処理について

(8) 環境について(環境係から)

- ①安全教育に関する計画・マニュアル等の立案・実施をしています。
(例、「不審者侵入時対応マニュアル」の作成 避難訓練の企画・運営 等)
- ②交通安全指導の企画・運営をしています。
(例、全校を対象とする交通安全指導教室を管轄警察署と連携して実施する 等)
- ③防火用具の管理・運用や火元責任者の配置をしています。
- ④学習園の配当や花壇の管理・運営をしています。

- ⑤飼育栽培に関する計画・運営をしています。
- ⑥清掃用具の購入や保管・配当に関する計画・運営をしています。
- ⑦清掃用具の使い方や清掃方法を適切に指導し、学校の美化に努めるよう指導しています。
- ⑧冷暖房規定や冷暖房器具の管理に関して企画・運営をしています。

(9) 図書館教育について(図書館教育係から)

- ①学校図書館の活用に関する年間計画の立案・運営をしています。
- ②児童用図書(学級文庫含む)の購入・管理・貸出をしています。
- ③読書活動の啓発をしています(例.図書館だよりの発行、読書週間の企画・運営 等)。
- ④児童が学校から借りた本は、期間内に返却するよう指導しています。

(10) 視聴覚について(視聴覚係から)

- ①ICT機器・視聴覚教材・学習用端末の整備・活用をしています。
- ②**学校では、児童一人につき専用パソコン1台を貸し出し学習活動に使用します。必要に応じて、児童が端末を自宅へ持ち帰る場合があります。もし故障等が発生した場合は、取り扱い方や事故状況を判断のうえ、修理費用がかかる場合がありますので、取り扱いにはくれぐれもご注意ください。**
- ③校内放送の企画・運営や放送室の管理・運営をしています。
- ④演劇・音楽鑑賞等の企画・運営をします。

(11) 児童会について(児童会係から)

- ①児童会活動に関する年間計画の企画・運営をしています。
- ②異学年構成による縦割り班(なかよし班)活動や児童集会の企画・運営をしています。
- ③委員会活動に関する企画・運営をしています。
- ④クラブ活動に関する企画・運営をしています。

★委員会活動・クラブ活動は水曜日の6時間目に実施します。 ★委員会活動は月1回の実施です。

(12)「指導基準表」・「指導形態表」の運用について

- ①児童の問題行動に対する指導に関しては、矢田東小版学校安心ルール内の「指導基準表」・「指導形態表」に則して、些細なことにも目を向けて、段階的・組織的に指導します。この「指導基準表」の作成にあたっては、教育振興基本計画で示されている安全・安心な学校生活を目指して、大阪市教育委員会が推進する「学校安心ルール(スタンダードモデル)」をもとに、矢田東小版にカスタマイズして作成しています。
- ②「指導基準表」内の項目は、日常の学校での指導事項を明文化したものです。したがって、児童への厳罰化を目的としておらず、あくまでも学校として安全・安心な学習環境の整備を図る手段であるご理解ください。
- ③「指導基準表」・「指導形態表」は、本冊子17・18ページに記載しています。
- ④低学年時からの基本的な学校生活の習得に向けた方策として、同「指導基準表」をベースにした、「1・2年生[低学年]用 指導基準」を令和2年度より運用しています。本冊子p.19に記載しています。
- ⑤新型コロナウイルス感染症対策に関しては、大阪市教育委員会「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」に準じて対応しています。

令和5年度 矢田東小学校 「指導基準」

身につけるべき生活習慣
 ①あいさつをする ②正しい言葉遣いをする ③人の話をしっかりと聞く ④時間を守る ⑤主体的に学習する
 ⑥「早寝・早起き・朝ごはん」をする ⑦宿題をする ⑧読書をする ⑨適度に運動をする ⑩手洗い・うがいをする

【指導基準表】

態様		違反行為に対する「一次的指導」				「二次的指導」			
レベル		マナー	学校生活	学習	人権	触法			
レベル 1	秩序や規律を乱す行為	・廊下や階段を走る ・廊下や階段や床への座り込み ・言葉遣いが悪い ・人の話をさえぎる ・故意にトイレを汚す ・軽微な落書き（ノート等） ・設備や備品を正しく使わない ・ゴミのほい捨て、散らかし ・廊下でボールを扱う ・話を聞く姿勢や態度が悪い	・係、当番、委員会等の仕事の放棄 ・二足制を守らない ・保護者付き添いなしで校区外へ出る ・くつのかかとをふむ ・黄帽をかぶらず登下校する ・ボールを蹴って遊ぶ ・勝手にインターフォンを使用する ・勝手に職員室に入る ・通学路を通らず登下校	・授業への無断遅刻 ・授業中の居眠り ・勝手に席を離れる	・人が嫌がる言動をする	★大阪市「学校安心ルール」との整合性 ◇大阪市「学校安心ルール(スタンダードモデル)」と本校版『学校安心ルール(指導基準表)』はともに活用する基準として包括的に取り扱います。	「一次的指導」に対する反発行為		
		・民家や店、諸施設での軽微な迷惑行為 （いたずら電話、たむろする、ピンポンダッシュ等） ・朝会・集会中（Teams中）に騒いだり、立ち歩く ・必要以上に騒いだり、煽ったりする ・不必要に大声を出す ・非常ベルを鳴らす ・無断のカメラ撮影（携帯電話・スマホ・ゲーム機など）	・アクセサリーの着用 ・お菓子の持ち込み、飲食 ・学習に必要な物の持ち込み ・他人の所有物をとる、隠す ・無断で遅刻（8：30）をする ・校内での携帯電話の使用 ・自転車や登下校する ・服装や頭髪の違反	・軽微な授業妨害（私語、手紙のやり取り、勝手に席をかわる等） ・不必要な物の使用 ・テストの妨害（カンニング等） ・勝手に教室を離れる	・相手が嫌がる言動をする ・軽微なげんか（言い合い）				
レベル 2	し、秩序や規律を乱す行為				・問題行動や違法行為を誘発する言動（げんかをばやし立てる等） ・交通ルールの違反			・無視、指導を聞かない ・レベル1の行為を繰り返す	
レベル 3	し、秩序や規律を乱す行為				・教職員、児童への暴言、威嚇 ・地域の人や来校者への暴言や失礼な言動 ・げんか（自分や他者を傷つける行為） ・校内外での落書き（廊下中傷するもの） ・携帯電話・スマホやパソコン等による誹謗中傷する書き込み			・火気、危険物の持ち込み ・火気、危険物の使用 ・深夜徘徊 ・民家や店、諸施設等での損傷賠償を伴う著しい迷惑行為（損壊・万引き等）	・反抗、暴言 ・レベル2の行為を繰り返す
レベル 4	を法に抵触する行為	◇この指導基準は、学校内・外を問わず、本校に在籍するすべての児童に公平に適用します。 ◇学期中、休み中に関係なく効力があるものとして、児童に適宜、注意喚起及び指導をし、理解させ、責任を教えます。 ◇レベルが1から上がるにつれて、より重篤な問題行動と捉えます。もし、同様の問題行動が繰り返される場合には、関わる教員等で公正に話し合い、次のレベルの事象として指導をします。 ◇レベル4以上になると、教育の力だけでは対処できなくなります。できるだけ、軽微な事象のうちに問題とされる行動を発見し、指導を終えるように努めます。						・いじめにつながる言動 ・差別的な言動	・対教師暴力 ・火気、危険物の使用 ・深夜徘徊 ・民家や店、諸施設等での損傷賠償を伴う著しい迷惑行為（損壊・万引き等）
レベル 5	人権を侵害する行為	★規範意識の醸成と自己指導能力の育成について 私たちは日常生活において、相当細かい法律や規則の中で生活しています。しかし、ほとんど意識して生活していません。これらの規則があつてこそ、安全・安心で快適な生活が守られています。学校においても、同様のことが言えます。してはならないこと、しなければならないことを自分自身が知り、理解し、そしてコントロールできる自己管理能力を育てることが必要です。				・自転車等の窃盗行為 ・脅迫、恐喝行為 ・ひったくり ・不法侵入 ・暴力行為 ・わいせつ行為 ・放火 ・喫煙、飲酒、薬物乱用	・暴力・破壊行為 ・レベル4の行為を繰り返す		

【指導形態表】

令和5年度 矢田東小学校「指導形態」

【 考えられる 指導者 】

【 考えられる 指導方法・対応 】

レベル 1	秩序や規律を乱す行為	当該教員 ・担任	学年教員	その場での指導 ①家庭連絡 ②家庭連絡 ③放課後指導
レベル 2	秩序や規律を乱し、 周囲に影響を及ぼす 行為	当該教員 ・担任	学年教員 ・特別活動部会 ・管理職	①その場での指導 ②家庭連絡 ③放課後指導 ④文書指導 ⑤別室指導
レベル 3	秩序や規律を乱し、 周囲に危害を及ぼす 行為	当該教員 ・担任	学年教員 ・特別活動部会 ・管理職	①その場での指導 ②家庭連絡 ③放課後指導 ④文書指導 ⑤別室指導
レベル 4	法令に抵触し、人権 を侵害する恐れのある 行為	当該教員 ・担任	学年教員 ・特別活動部会 ・管理職	①その場での指導 ②家庭連絡 ③放課後指導 ④文書指導 ⑤別室指導
レベル 5	法令違反及び人権侵害 の行為	レベル4と同様	レベル4と同様	①保護者来校 (家庭訪問) ②関係諸機関への連絡 ③全校集会 ④ケース会議 ⑤学年集会 ⑥該当部会、 職員会議での 報告 ⑦全校集会 ⑧臨時集会 ⑨ケース会議
レベル4と同様				レベル4と同様
関係諸機関				関係諸機関と連携して指導

◇問題行動(違反行為)の早期発見・適切な初期指導が不可欠で、指導は毅然と粘り強く行います。

◇最初に指導に関わった教員(特に担任)を“孤立”させることなく、指導は学校総体のチームワークで進めます。

◇上記表の左側には、児童がとった問題行動(違反行為)のレベルに応じて、指導に関わる教職員・関係者・関係諸機関等を示しています。

◇上記表の右側には、レベルごとの指導方法・対応を示しています。なお、指導方法・対応は、その全てを行わなければならないわけではなく、その時に必要と判断するものを選択します。また、同じ指導結果を求めるものでもありません。

◇指導は、児童理解を根底にしながら、「規範意識」の醸成と「自己指導能力」の育成(気づき⇒反省⇒改善)を目指します。支援が必要な児童に対しては、“合理的な配慮”も視野に入れます。

ねんせい 1・2年生「低学年」用 「学校安心ルール」(指導基準表)

きょうしつけいじよう
教室掲示用

すすんで、みに つけたいこと 	① あいさつをしましょう。 ② 正しいことばでかいで話しましょう。 ③ ひとの話をしっかり聞きましょう。 ④ じか金をまもりましょう。	すすんで、みに つけたいこと	① ①「はじまりのチャイム」を合図に、きょうしつにもどっていただきますか。 ② ②じゅうぎょう中におしゃべりをしていませんか。 ③ ③手をあげて、はっぴょうしていただきますか。 ④ ④学校にいらぬものを、もってきませんか。 ⑤ ⑤かってに、せきをはなれていませんか。 ⑥ ⑥ほかの人の学習を、じゃましていませんか。
※先生からちゅういされる前に、まもれているかどうか、いつもぶんで氣をつけましょう。	せいかつ	せいかつ	① ①きめられたじか金までに、どうこうできていますか。 ② ②ほうしをかぶって、どうこうしていただきますか。 ③ ③くつをきちんとはいていただきますか。 ④ ④清潔なハンカチ・ティッシュ、マスク用の清潔なビニル袋は持ってきていただきますか。 ⑤ ⑤こまめに正しく手洗いをしていますか。 ⑥ ⑥下ぐつ・上ぐつのルールは守られていますか。 ⑦ ⑦あそびのルールは守られていますか。
① ろうかやかいだんを走っていませんか。 ② きょうしつをちらかしていませんか。 ③ わるいことばでかいをしていませんか。 ④ 人がいやがることを言っていませんか。 ⑤ 人がいやがることをしていませんか。	① ①ろうかやかいだんを走っていませんか。 ② ②きょうしつをちらかしていませんか。 ③ ③わるいことばでかいをしていませんか。 ④ ④人がいやがることを言っていませんか。 ⑤ ⑤人がいやがることをしていませんか。	① ①ろうかやかいだんを走っていませんか。 ② ②きょうしつをちらかしていませんか。 ③ ③わるいことばでかいをしていませんか。 ④ ④人がいやがることを言っていませんか。 ⑤ ⑤人がいやがることをしていませんか。	① ①ろうかやかいだんを走っていませんか。 ② ②きょうしつをちらかしていませんか。 ③ ③わるいことばでかいをしていませんか。 ④ ④人がいやがることを言っていませんか。 ⑤ ⑤人がいやがることをしていませんか。